

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程（16 経教規程第 4 6 号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程</p> <p style="text-align: right;">平成 1 6 年 4 月 7 日 1 6 経教 規程第 4 6 号</p> <p>第 1 条～第 1 3 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>附 則（1 8 経規程第 2 6 号） この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 1 条～第 1 3 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>附 則（1 8 経規程第 2 6 号）</p> <p>1 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規程による改正後の国立大学法人役員退職手当規程第 7 条の規定により退職手当の額を計算した場合には、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程（1 8 経規程第 2 4 号）附則第 2 条から第 6 条までの規定を準用する。</u></p>	

附 則（1 9 経規程第 3 9 号）  
この規程は、平成 1 9 年 1 1 月 5 日から施行し、1 9 年 4 月 1 日から適用する。